

## 普通預金規定（カード預金）

- 1.（カードによる取引）

この預金の預入れ、払戻し等は、別に交付したひろぎんカード預金カード(以下「カード」という。)により行ってください。
- 2.（取扱店の範囲）

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。
- 3.（明細表の発行）
  - (1) この預金については、通帳を発行しません。
  - (2) この預金の取引明細は、普通預金取引明細表に記載してお渡しします。
- 4.（代理人による預金取引）
  - (1) 代理人(本人が個人の場合、同居の成年親族1名に限ります。)による預金の預入れおよび払戻しをする場合は、本人から代理人の印鑑または署名鑑・暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカード(個人の場合はキャッシュカード)を発行します。
  - (2) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。
- 5.（証券類の受入れ）
  - (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
  - (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
  - (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
  - (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
  - (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
- 6.（振込金の受入れ）
  - (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
  - (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
- 7.（受入証券類の決済、不渡り）
  - (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
  - (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を、届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
  - (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。
- 8.（預金の払戻し）
  - (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)してカードとともに提出してください。
  - (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
  - (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- 9.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- 10.（届出事項の変更等）
  - (1) カードや印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (2) カードまたは印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約またはカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 11.（成年後見人等の届出）
  - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
  - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の任意後見人
  - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
  - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
  - (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 12.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. (解約)

- (1) この預金口座を解約する場合には、カードを持参のうえ当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。  
この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合  
口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき  
この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合  
この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前条により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、カードを持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. (通知等)

- 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (災害等による免責)

- 次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。  
災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき  
当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき  
当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。  
相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、カードは届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。  
前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。  
第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上